

令和8年5月

1 目的

廿日市市（以下「本市」という。）の下水道事業では、令和2年度から企業会計に移行し、事業の健全経営に努めており、施設管理においても、老朽化対策として、ストックマネジメント計画を策定し、効率的・効果的な管理運営を推進するため、包括的民間委託に取り組んでいる。また、廿日市学校給食センターでは、効率的な運営管理を目途として、多様な官民連携手法を検討しているところである。

この要項は、事業者のノウハウや創意工夫を最大限活用するとともに、国が推進する管理・更新一体マネジメント方針による「水の官民連携（ウォーターPPP）」（更新支援型）の枠組みに沿って、公共施設の維持管理の高度化、効率化及び費用の低減を図り、本市の下水道事業の持続性を向上させるとともに、排水処理という観点から親和性の高い公共施設の管理を集約することを目的に、下水道終末処理場等の運転管理、保守点検及び法定検査等を包括的に委託（以下「本事業」という。）するに当たり、企画提案書による公募プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

廿日市市友和浄化センター等包括管理業務

(2) 業務委託の内容

- ア 友和浄化センター維持管理業務（運転監視及び水質管理等）
- イ 浅原浄化センター維持管理業務（運転監視及び水質管理等）
- ウ マンホールポンプ維持管理業務（保守点検及び故障対応等）
- エ 管路施設点検業務（保守点検）
- オ 廿日市学校給食センター廃水処理施設維持管理業務（運転監視及び水質管理等）

(3) 履行場所

廿日市市 地内

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

（地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定）

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

「(2) 業務委託の内容」に示すアからエに係る提案上限額 792,710,000 円

「(2) 業務委託の内容」に示すオに係る提案上限額 27,880,909 円

※上記の提案上限額は、令和8年度時点の物価水準に基づくものであり、契約締結後の物価変動に伴う委託料の改定については、契約約款及び仕様書の定めに従うものとし、過度な将来インフレリスクを見積もりに含める必要はない。

3 参加条件

(1) 用語の定義

- 単独企業 : 本事業に単独で応募する企業等をいう。
- 応募グループ : 本事業に複数の企業等で構成して応募する団体をいう。
- 代表企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、当該応募グループを代表する企業等をいう。
- 構成企業 : 応募グループを構成する企業等のうち、代表企業以外の企業等をいう。
- 応募者 : 本事業に応募する単独企業または応募グループをいう。
- 委託候補者 : 提案審査の結果、本事業を委託する相手方として選定した単独企業または応募グループをいう。
- 受託者 : 本市と委託契約を締結し、本事業を遂行する単独企業または共同企業体をいう。
- 共同企業体 : 応募グループとして応募した複数の企業等が共同で受託する事業組織体をいう。

(2) 応募者の構成等

- ア 応募の形態は、単独企業による応募または応募グループ(構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関し、構成企業はそれぞれ適切な役割を担うこと。)による応募のいずれも可とする。なお、応募グループを委託候補者として決定した場合、業務履行時には、共同企業体として業務を行うこと。
- イ 応募グループで応募する場合は、代表企業1社を定めることとする。
- ウ 代表企業は、本事業の応募から委託契約の締結までの手続きを代表して行う。
- エ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、または、単独企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業の単独企業としての応募及び当該企業が代表企業または構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。
- オ 異なる応募グループの構成企業間、単独企業と他の応募グループの構成企業の間以下に以下の基準のいずれかに該当する資本関係、人的関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。但し、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社(以下「子会社」という。)が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社または民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

- a 会社法第2条第4号の規定による親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社的一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他の会社の会社更生法第 67 条第 1 項または民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記(ア)、(イ)と同視とされる資本関係または人的関係があると認められる場合

カ 本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から委託候補者との委託契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合、担う予定であった業務について、本市がやむを得ないと認められる場合に限り、新たに資格要件を満たす企業がこれに代わることを認める。

(3) 応募者の参加資格要件

次の項目のうち、「ア」から「ク」までの要件は、単独企業、代表企業及び全ての構成企業が満たさなければならない。また、「ケ」の要件は、応募者が単独企業の場合は単独企業が、応募グループの場合は代表企業または構成企業のうち 1 社以上が満たさなければならない。

ア 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していること。

イ 直近 1 年間の所得税、法人税、市町村民税を滞納していないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しない者であること。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

オ 次の法律の規定による申立てまたは通告がなされていない者であること。

(ア) 会社更生法第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(イ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。また、次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者も同様とする。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員、その支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団、暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(オ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (カ) 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)に定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- キ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- ク 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- ケ 平成 28 年 4 月 1 日以降に、現有処理能力（晴天日）3,000 m³/日以上 の分流式下水道終末処理場において、レベル 2.5 以上の包括的民間委託に関する元請実績を 5 年以上有すること。
- (4) 参加資格確認基準日
- ア 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。
 - イ 参加資格確認基準日から委託候補者決定までの間、単独企業または応募グループを構成する企業のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、当該単独企業または応募グループを審査対象から除外する。なお、上記(2)カ「構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合」を除く。
- (5) 参加にあたっての留意事項
- ア 公正性の確保
 - (ア) 参加資格確認申請書を提出した応募者は私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (イ) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
 - (ウ) 応募者は、委託候補者の選定前に、他の応募者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
 - イ 募集の中止等
 - 本市は次の場合には、当該応募者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責を負わない。
 - (ア) 応募者の不穏な行動を確認する等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
 - (イ) 天災、その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。
 - ウ 応募者の参加資格確認申請書の提出により、本市は応募者が募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (6) 参加者の配慮事項
- 応募者もしくは応募グループの代表企業又は構成員及び再委託先には可能な限り、地元事業者（広島県内に本店、支店を有する者）を活用すること。

4 参加及び各手続きの窓口

廿日市市建設部下水道建設課（担当：田辺、土居）

所在地 〒738-0033 広島県廿日市市串戸五丁目 10 番 15 号

電話 (0829) 32-9861

FAX (0829) 31-2575

電子メール gesuikensetsu@city.hatsukaichi.lg.jp

5 プロポーザルによる選定スケジュール

全体のスケジュールは次のとおり。各項目の詳細は、本募集要項の6以降を参照。

	項目	期間または期限等
1	募集要項の公表	令和8年5月1日(金)
2	質問書の提出	令和8年5月1日(金)～5月15日(金)
3	質問書に対する回答	回答内容を作成した段階で順次行う。
4	参加資格確認申請書の提出	令和8年6月15日(月)～6月19日(金)
5	参加資格審査結果通知	令和8年8月上旬
6	企画提案書等の提出	令和8年10月19日(月)～10月23日(金)
7	プレゼンテーションの実施通知	別途調整(令和8年11月)
8	プレゼンテーション	別途調整(令和8年11月)
9	審査結果通知・公表	プレゼンテーション実施後14日以内
10	詳細協議	令和8年12月頃～
11	契約	詳細協議が調い次第(令和9年1月中予定)
12	業務期間	令和9年4月1日～令和19年3月31日

6 募集要項の配付

(1) 配付開始年月日

令和8年5月1日(金)

(2) 配付方法

本市ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>

7 募集要項等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和8年5月1日(金)午前9時から5月15日(金)午後3時まで

(2) 提出方法

質問書(様式5)を「4 参加及び各手続きの窓口」まで電子メールで提出すること。

電子メールを送信する際は、件名を「廿日市市友和浄化センター等包括管理業務委託プロポーザルに関する質疑について【事業者名】」とすること。

(3) 質問に対する回答

回答は、順次、市ホームページに掲載する。

(4) その他

- ア 質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。
- イ 口頭や電話・FAXでの質問は受け付けない。
- ウ 質問及び質問に対する回答は、本要項の追補とみなす。

8 参加資格確認申請書の提出

応募者は、参加申込書兼誓約書等の参加資格確認申請書を持参又は郵送の方法で提出すること。郵送の場合は、事前に提出先に連絡をしたうえで、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により送付すること。

(1) 提出期間

令和8年6月15日（月）～6月19日（金）

廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで（提出期間最終日は午後3時まで）とする。

(2) 提出先

4の参加及び各手続きの窓口

(3) 参加資格確認申請書

次のものを各1部提出すること。

書類名	作成要項等
参加申込書兼誓約書（様式1）	応募グループの場合は、代表企業が提出すること。
実績調書（様式2）	3（3）ケに係る業務の実績を記載すること。
委任状（様式3）	代理人を置く場合に限る。
代表企業及び構成企業一覧（様式4）	単独企業の場合は、代表企業欄にのみ記載すること。
企業概要	会社案内で可とし、応募グループの場合は代表企業及び構成企業全社を対象とし、最新のものを提出すること。
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	発行年月日が3ヶ月以内のものとし、代表企業及び構成企業全社を対象とする。
財務書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）	直近3年分のものとし、代表企業及び構成企業全社を対象とする。
滞納のない旨の証明書	直近1年分のものとし、代表企業及び構成企業全社を対象とする。

(4) 参加資格の取り消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合又は「3 参加条件」に満たない場合は、参加資格を取り消す。

(5) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(6) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果について、令和8年8月上旬に応募者に対して通知する。

9 企画提案書等の提出

企画提案書（様式6）、提案見積書（様式7）及び関係書類を持参の方法で提出すること。

(1) 提出期間

令和8年10月19日（月）～10月23日（金）

休日を除く午前9時から午後5時まで（提出期間最終日は午後3時まで）とする。

(2) 提出先

4の参加及び各手続きの窓口

(3) 提出書類

書類名	作成要項等
企画提案書（様式6）	正本1部、副本7部 ※ A4縦、両面印刷とし、40ページ以内で簡潔にまとめること（様式6、様式6-1は除く）。
提案見積書（様式7）	正本1部 見積内訳書とともに提出すること。
見積内訳書	正本1部（任意A4） 提案見積金額について、区分、単価、数量等が分かるように記載すること。
情報非公開希望申立書（様式8）	※ 提出書類は廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開しますが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分の公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること（ただし、本市で検討の結果、公開となる場合がある。）。なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

なお、企画提案書の副本は提案者の名称を伏せて作成すること。

(4) 提案の取り下げ等

ア 企画提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期間内に限り認める。なお、企画提案書の部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式9）を提出すること。また、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に「3 参加条件」を満たさなくなった場合にも、参加辞退届を提出しなければならない。

なお、提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても返却しない。

イ 提出書類は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で使用しない。

ウ 原則として第三者へ公開しないものとするが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了以後に情報公開請求によって、公開される可能性がある。

(6) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 ヒアリングの実施

応募者から提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等について、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある。

11 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) 実施日時等

実施日時及び実施会場等は、応募者ごとに通知する。

(2) 出席者

1者5名以内とする。出席者は総括業務責任者を予定する者を含み、本業務に直接関わる者に限定する。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者35分以内（説明20分程度、質疑応答15分程度）で説明を行う。説明は、総括業務責任者を予定する者を中心に行うこと。

(4) その他

必要な機材等がある場合は、原則応募者で用意、設置すること（ただし、プロジェクター及びスクリーンが必要であれば、本市で用意するので申し出ること。）。

また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配付等は認めない。

12 提案の審査及び委託候補者の決定

(1) 審査の方法

審査は、「廿日市市友和浄化センター等包括管理業務委託事業者選定委員会」により、評価項目に基づいて企画提案書の内容を審査し、応募者ごとの総合評価点を算出する。

(2) 評価項目及び評価の視点

評価項目	評価の視点	配点
1 基本方針	本事業における基本的な考え方	5
2 業務遂行計画	実施に向けたスケジュール、業務実施計画等の整備	5
3 人員配置	人員の配置、体制、適性	5
4 業務遂行内容	要求水準を遵守するための効果的な取組み、未達の場合における対応	5
	効率的で、安定的な設備機能維持を可能とする保守点検・補修の取組み	5
	ユーティリティの調達、管理の取組み	5
	故障発生時の対応	5
	業務の安定化・向上化を図るためのセルフモニタリングの取組み	10
	維持管理を起点とした更新等のマネジメントサイクルを推進するための更新計画原案作成、設計補助業務への取組み	15
	各業務間の連携調整に関する取組み	5
5 緊急対応	緊急対応体制及び緊急時・災害時の対応	10
6 地元経済対策	地元経済対策	25
7 安定性・実績	安定的に業務遂行できる人材育成の取組、技術力の維持向上	10
	類似業務の受託等の実績	10
8 任意業務提案	業務改善、効率化に関する提案	10
9 見積額	見積額、積算内訳	50
合 計		180

(3) 委託候補者の決定方法

総合評価点が最も高い者を委託候補者とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に通知する。また、審査結果の公表に当たっては、委託候補者及び次順位の応募者名を公表する。

(5) その他

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

イ 審査の結果、評価項目9を除く合計点が82点未満の場合は、委託候補者としての選定を行わない。

ウ 企画提案書を審査した結果、委託候補者となるべき評価点の者が2者以上ある場合は、次の方法により委託候補者を決定する。

(ア) 評価項目のうち「4 業務遂行内容」「7 安定性・実績」「8 任意業務提案」の評価点合計が高い者を委託候補者とする。

(イ) 上記(ア)でも同点となったときは、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合は、委員長の判断により決定する。

エ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

13 契約

(1) 契約の締結

委託候補者と提出された企画提案書の内容等に基づき協議を行い、協議が調った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、協議が調わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

前項により定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和 63 年規則第 15 号）及び廿日市市下水道事業会計規則（令和 2 年規則第 3 号）の定めるところによる。

(3) プロフィットシェアの導入

本事業は、ライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業期間中において、受託者からの新技術等の導入提案により見込まれる費用縮減分を対象とし、当該提案毎に本市と受託者が協議して定める。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加条件」に掲げる参加資格を満たしていない者
- (2) 提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者
- (6) 提案上限額を超えて提案を行った者

15 著作権等

(1) 著作権

企画提案書の著作権は、提案書を提出した応募者に帰属する。ただし、採択された応募者について、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときは、本市は企画提案書の全部又は一部を応募者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

16 その他

- (1) 企画提案書の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) このプロポーザルにおいて使用する言語は、日本語、通貨単位は円とする。
- (4) プロポーザルに関し、提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は、委託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (5) このプロポーザルにおいて本市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (6) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (7) 履行期間の延長
令和16年度までの本市が実施する履行確認（モニタリング）において、その結果が本市の要求水準を十分に満足しており、かつ、受託者が希望する場合は、協議により最大5年間の契約延長を認める。
- (8) 本市は「廿日市市佐伯地域一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定に係る確認書」に基づく支援を対象事業者に提供する予定としており、友和浄化センター及び浅原浄化センターの運転監視業務等への活用について、当該支援対象事業者と十分に協議し、誠実に検討すること。なお、具体的な業務内容は、企業間で調整することとし、当該支援対象事業者との契約額等について、事業年度毎に委託者に報告すること。